

# 総務常任委員会会議録

令和2年6月19日

寒川町議会



出席委員 佐藤（正）委員長、吉田副委員長  
柳下委員、山田委員、岸本委員、関口委員、中川委員、小泉委員、青木委員、黒沢委員  
欠席委員 なし  
説明者 戸村町民部長、深澤企画部長、池田協働文化推進課長、高橋企画政策課長  
越原副主幹、石黒副主幹、山下主査  
事務局職員 新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、波多野主任主事  
案 件

（付託議案）

1. 議案第40号 寒川町自治基本条例の一部改正について

午前11時00分 開会

【佐藤（正）委員長】 それでは、時間になりましたので、総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしく願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開します。

それでは、議案第40号 寒川町自治基本条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、本会議に続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第40号 寒川町自治基本条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案の説明に当たりましては、池田協働文化推進課長から、また、質疑につきましては、同席しております職員全員で対応させていただきます。

なお、自治基本条例の所管は協働文化推進課でございますが、今回の条例改正の内容に鑑みまして関係部署といたしまして、深澤企画部長、高橋企画政策課長及び企画政策課職員が同席してございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 池田協働文化推進課長。

【池田協働文化推進課長】 それでは、議案第40号 寒川町自治基本条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。本会議での提案説明と重複するところもございますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

本件につきましては、総合計画を町の最高規範でございます自治基本条例に位置づけるため、自治基

本条例を一部改正するものでございます。

初めに、改正を行う理由でございます。寒川町自治基本条例が施行されたのは平成19年4月でございますが、それから4年後の平成23年5月に国と地方の役割分担が見直されまして、地方自治法の一部改正により総合計画の法的な策定義務が廃止されたものでございます。そのため、町といたしましては総合計画の必要性やその位置づけ等につきまして検討を重ねた結果、町政の運営が計画性を欠くことのないよう、また、町が安定的に発展を続けるための長期的な指針となるよう、改めて総合計画を策定することといたしました。一方、町の最高規範である自治基本条例ではまちづくりにおける総合計画の役割が不明確なところがございましたため、これを明らかにし、総合計画の策定根拠といたしますのと同時に総合計画について町の最上位計画としての位置づけを明確にするものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

町の責務を定めております第6条中「実現するため、」の後ろに「総合計画（町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画をいいます）に基づいて」の一文を加えまして、附則といたしましてこの改正は令和3年4月1日から施行するものと定めております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**【佐藤（正）委員長】** 説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

中川委員。

**【中川委員】** すいません、2点ほどお尋ねします。

1点目は、今回条例に位置づけるということについてですが、先ほども説明はあったかと思いますが、今回ののは以前だったら総合計画は地方自治法に策定根拠を持っていたんだけど、それがなくなって、総合計画作るかどうか自体も含めて自治体の考え方ということになったのかなと思いますけど、寒川町の場合は今後も行政を計画的あるいは継続的に様々な事業、施策を進めていくという必要性も鑑みて総合計画を策定することにするし、また、さらにその根拠として今回自治基本条例、ここに法的な位置づけを置くのだというふうな、先ほども説明あったとおりにかなと思うんですけど、そういうことでよいかどうかということの確認が1点。

あともう1つが、先ほどちょっと本会議でも少し、町長が替わったらどうかこうとか、話があったかなというふうに思うんですけど、総合計画自体はこういった長期的な視点を持ったものとして行政の様々な施策や事業を継続的・計画的に進めていくという上で必要性はある一方で、ただ、例えば、首長が替わったりするほかにも、例えば、何か大きな災害があったりだとか、あるいはちょっと経済状況が急に変わったりとかいうところがある中で、ただ、そういう状況に鑑みて、もし変更したほうがいいだろうという判断になれば、それは変わり得る可能性はあるものだと、ただ、やっぱり長期的な視点を持つものはそれは必要であるから、そこのところは定めつつ、ただ、もしちょっと何か将来に大きな変更とか、変わり得るような状況があるんだしたら、そこは変更する可能性はあるものだというふうな、そういった捉え方でよいかどうかといったこと、ちょっとこの2点についてお尋ねをいたします。

**【佐藤（正）委員長】** 池田課長。

**【池田協働文化推進課長】** ただいまの中川委員からのご質問でございます。策定の意味合いと申し

ますか、部分でございますけれども、まさしく委員おっしゃられましたとおり……。

【佐藤（正）委員長】 ちょっとマイク、そうしたら近づけてもらえますか。ちょっと声が。

【池田協働文化推進課長】 申し訳ございません。

まさしく委員おっしゃられましたとおり、地方自治法上の規定がなくなったことによりまして策定の根拠が失われたこと、この部分を補完するために町の最上位計画である自治基本条例、この中にうたい込むことによって町の自治の在り方と最上位計画、町のまちづくりの方向性、この部分を一致させまして今後の長期的なまちづくりに資するように進めていきたいということが目的でございます。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 それでは、いただいた2点目のご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、何らかの事情で、例えば、選挙によって町長が新しい方に替わられたりとか、また、ご指摘いただいた有事の際に、非常時に内容は変えられるのかといったご質問については本会議上でも先ほどご質問をいただいていた経緯はあるかと思いますが、当然変えることそのものが否定されるというものではございません。その状況に応じてそれまで策定、運用していた基本構想が、適切ではないといえますか、変える必要があるとなったときにはしるべき手続を取って変えていくということは、もう通常と言いますか、そういう考え方で運用といえますか、していきたいと思っております。そもそも今回自治基本条例に総合計画を位置づけようとした根本的な趣旨につきましては、憲法の92条でもありますとおり、地方自治の本旨ということで、大きくいいますと住民自治と団体自治の担保ということでありますので、そうした観点から手続的にはしっかり自治基本条例に位置づけをして内容を変えるべきときにはその手続にのっとって変えていきたいと、それが民主的統制だというふうに考えておりますので、そのように考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 2つお答えいただきました。ちょっと今の1点目と2点目少し統合したような形でもう1つだけお尋ねしますが、今も企画政策課長から答えがありましたように、ちょっと何か有事が発生したとか、首長の交代があったとかいうふうなときはそれは変わることはあり得るだろうというふうな話ですけど、多分その際には確かにいろんな状況の変化によって変えなければいけないところもある一方で、ただ、やっぱり大きなスパンで見れば、行政の継続性とか、安定性とか、計画性とか、これは当然あるわけですから、その際は両者の整合性といったものをしっかりと図りながらその場合はしるべき修正は行われることはあり得るだろうし、さらにそうした手続をしっかりと行っていく意味でも今回この自治基本条例にちゃんと法的な位置づけを置くというところに意義があるんだというふうな、そういう理解かなと私は受け取ったんですけど、そのような理解でよいかどうかをお尋ねします。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 今ご指摘いただいたとおりに考えてございます。あくまでも先ほど申したとおりの趣旨で、それまでは地方自治法という法律の中で策定根拠がありましたけれども、それが改正されて、そういう条文がなくなったことによってそういったところも含めて各自治体が自主的に判断をす

るといった流れがありまして、今回改めて2020プランが終了、計画期間が満了するというに伴って新たに計画行政を担保していく必要があるといったこと、また、その策定根拠についてはきちんと町の自治の最高規範である自治基本条例にしっかり位置づけをしてやっていくということで両面は担保したということで考えております。

【中川委員】 分かりました。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回のこの自治基本条例の第6条のところなんですけど、この中に町の総合計画の説明として町の自治を実現するためにこの総合計画があるということになってはいますが、実際この総合計画というものがまたなかなかまだはっきり固まっていないものだと思っています。

それで、この将来像に基本構想、これを実現するためということなんですけど、財源の裏づけ、そういうものもまだまだないということになると思うんですけど、具体的な内容がもし決まった段階で入れるべきじゃないかと思えますけど、それについて確認を。

【佐藤（正）委員長】 大丈夫かな。高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 総合計画の策定の流れといたしましては、今考えております構成としてはビジョン的なまちづくりの将来像を定めていく基本構想という部分と、それを具体化していく実施計画という二層構造で考えております。作り方の段取りとしてはやはり大きな方向性、ビジョンという基本構想をしっかりと定めた上で、それが確定した後に、具体的な施策といいますか、事務事業等を考えていくというようなやり方で考えておまして、そんな中で具体的に何をやるかという部分が決まってくればそれに必要な財源というものも積み上げることが出来ますので、そういった中で実施計画を策定するに当たって今4年間という計画期間を想定しておりますけれども、その4年間に担保すべき財源は幾らなのかということをお金計画として決めていきたいというふうに考えておりますので、あくまでも現段階ではまずそのビジョンを作っているということで財政的な裏づけという具体的な金額はお示しできておりませんが、しかるべきときに、実施計画策定のときに財政計画についてもお示ししたいと思っておりますので、そうした財源の裏づけを持ちながら総合計画としてしっかりやっていきたいと思っております。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 実際には財政的な裏づけというものはまだまだ決まらない状態ということですよ。

それと先ほど中川委員からありましたし、また、前回のときに聞いたと思うんですけど、実際このまま町長が交代するときに実現するという言葉があると、どうしてもそれを周到しなきゃいけないというふうなことにもなってくると思うんですけど、これに関しては先ほど、同じような質問になりますけど、首長が替わったときにはこれはまた変えていくということができるということによろしいんですか。

【佐藤（正）委員長】 同じような答えになるかもしれないですけど。深澤企画部長。

【深澤企画部長】 先ほども同様なご質問がございましたが、やはり直近の選挙によって選ばれた町長については直近の民意だと思っています。基本構想について直近の民意とどちらが優先かという、当然直近の民意ですから、それに基づいて新たな基本構想が作られていくと。また、大きな変化があっ

たときというお話がありました。過去あったのが新幹線新駅の誘致です。そういったときはこれまで総合計画が、たしか平成14年だったと思いますが、17年ですか、までの期間持っていた部分を、それを变更后、平成17年からスタートした2020プランに変えた。そういった大きなまちづくりの変化があったときには当然そういった基本構想も変えていくということで、1回変えたものを未来永劫守っていくということではないと思います。

ただ、基本構想はそれを、将来に向けてどういったまちづくりをしていくのか、町民と共有しながらしっかりとその方向性を出していく、それをまた議会でお認めいただくと言ったところに、それに価値がある、そういったものだと思っています。我々はそういった方向性に基づいて、そこに逸脱せずに、まっしぐらにそこに進んでいきたいというふうに思います、よろしくお願いします。

【佐藤（正）委員長】 よろしいですかね。

他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 1つだけ確認というか、これ今地方自治法のその根拠がなくなったということで最高の規範であるここに組み込むという話なんです。ほかの自治体もそういうことを進めているということで間違いないですかね。進めている議会とか、自治体とか、お分かりでしたら、もう進んでいる、そういうことをやっている自治体が、もうこういうふうに組み込まれている自治体があるというのであれば、その自治体の、分かる限りで、近隣であれば教えていただきたい。今ほかの自治体でもそういう動向はあるのかということを知っている時点でちょっと教えていただきたいんですけど。

【佐藤（正）委員長】 池田協働文化推進課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまの青木委員からのご質問でございます。自治基本条例中総合経計画の位置づけという形で調べましたところ、私で大まかに調べたところでは、現在、川崎市、厚木市、大和市、南足柄市、あと、町では愛川町、県内ではこの辺りがヒットしてございます。また、県外でも三鷹市、国分寺市、高松市、吹田市、鳥取市などがございました。また、名称こそ自治基本条例ではございませんが、葉山町のまちづくり条例でもその中に総合計画の位置づけがございます。また、市町村ではございませんが、神奈川県でも自治基本条例中に総合計画の策定に関する規定を整備しております。以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 この自治基本条例の第6条に入れることによってどのような意義がありますかという問いかけに明確なお答えがなかったので、もう一度お尋ねいたします。

それともう1つ、先ほどの答弁の中でこれのメリットというのは町民が幸せになるということをおっしゃられた、ちょっとそこ、総合計画の目標の1つの中身かもしれませんが、飛躍があるので、もう一度この自治基本条例を改正することで調整運営上のようなメリットがあるのか2点についてお尋ねをいたします。

【佐藤（正）委員長】 池田協働文化推進課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまの柳下委員からの調整運営上のメリットというご質問ござい

ました。地方自治法の一部改正によりまして総合計画の策定義務がなくなりまして、総合計画策定の必要性、また、条例への位置づけの必要性につきましては自治体の判断に委ねられることとなった次第でございます。町といたしましては、社会経済状況が急激に変化していく中で寒川町が安定的に発展するためにはまちづくりの指針となる総合計画を策定し、また、最高規範である自治基本条例に位置づけることで町の最上位計画であることを明確にいたしまして、計画の継続性・安定性を担保するため、今回の条例改正をお願いした次第でございます。

自治基本条例では町が永続的に求めるべき姿を第5条に規定してございますけれども、この姿と総合計画、こちらは具体的な政策になりますけれども、これと双方がリンクすることで求めるべきまちづくりへの牽引力を発揮してくれるものと考えてございます。また、自治基本条例、ご承知おきのとおり自治の在り方、協働の姿を定めた条例でございまして、この中に具体的な政策、方策がうたわれることで同じ方向、同一のベクトルを向いて協働のまちづくりが進むものと私では考えてございます。

以上でございます。

**【佐藤（正）委員長】** 質問の1番と2番は同じ、含めての答えだったのかなと思いますので、含まれていると思います、答えの中に。入れたメリットですね。はい。

柳下委員。

**【柳下委員】** 協働の担当はまさに協働が進むと自治の力も実現により自治の町に近づくという意味があるということは分かりました。じゃ、企画のお答えをいただきたいのですが、同じ質問です。お願いをいたします。

**【佐藤（正）委員長】** 高橋企画政策課長。

**【高橋企画政策課長】** 企画からということでございましたけれども、総合計画を町の最上位計画ということでやってきましたけれども、改めて町の自治の最高規範である自治基本条例に位置づけるということで、改めてですけれども、町の計画体系の最上位計画というものなんだということは明示したいということはこれまでお話ししてきたとおりでございますけれども、作る目的と言いますか、作ることによるメリットといたしましては、繰り返しの部分もありますけれども、やはり総合計画を作ることによって町がこれからどんな町を目指していくのかといった将来像を示したりですとか、また、先ほどもありましたとおり、それをやるための財政的な裏づけも担保するというところで、どういったことをやるのかということと健全財政を維持するといった、そういう2つの機能が大きく総合計画にはあると思っておりますので、ですので、最上位計画としての役割を明確にしたということと、あとはどんな町を目指していくのかということが町民の皆様にも広く知っていただくような働きと、あと、それを実現するための財政的な裏づけをきちんと、それも明確にするといったことで持続可能なまちづくりにつなげていくといったことがこの改めての効果といたしますか、役割であるというふうに考えております。

**【佐藤（正）委員長】** 柳下委員。

**【柳下委員】** この総合計画、私も町民の1人として参加していただいた前回の、第4次の総合計画が新たな新幹線新駅を設置することで2020プランに変わりました。つまり、町のビジョンが明確に示されたにもかかわらず、今回の寒川町の新幹線新駅の事業として、事業費のあれでたった1%の進捗率でしかない、そういうふうに町の方向性、ビジョンを示しながら、そういった前例を踏まえて町として

今度の、私はこの2020プランの反省というか、ただ、位置づけた、それに位置づけることに意味があるのではなくて、総合計画が住民自治の下に、住民参画の下に本当に皆さんの税金が有効に使われて、発展・活力ある町を実現させなきゃいけない、その実現のための、私はこの次期総合計画であってしかるべきだと思いますが、その反省をもって今後の次期基本計画にどのような見解をもって臨むのか、お尋ねをしたいと思います。つまり、この総合計画の中で課題として指摘されている住民の参加とか、関心が少ない、そういったものがクリアされるのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 なる今ご指摘がございましたが、これまでも総合計画においてそのようなご指摘もございました。本日は自治基本条例の一部改正ということのご審議をいただくことであって、総合計画の基本構想を上程させていただいているわけではございませんので、またそのときに詳しくはご説明させていただきたいというふうには思いますが、あえて言うのであれば、総合計画については、先ほども担当から申し上げたとおり、地方分権の中で地方自治法の第2条第4項から除外されています。これは自ら自治体が決めることということです。これのその基となるのが憲法92条、住民自治と団体自治と、団体が自らの責任で自ら作成しなさいという定義があることによって、市町村がそれぞれ判断の下で作っていくというものでございます。

我々としてはこの自治基本条例の中にしっかりと位置づけることによってまちづくりを町民と共有しながら、ちゃんと方向性を見せ、我々としてもそこに進んでいきたいということと、あと、内部管理もあります。財政計画だとか、あと、よく位置づけということで疑問を呈されるときありますが、上級官庁との交渉をするに当たって町の意味として総合計画で示していくことになるんです。ですから、総合計画を作ることによって、いろいろなまちづくりを国や県に上訴できる部分があります。そういったところに補助金を取りながら、しっかりとそういったものに使っていきたいというふう考えておりますので、その辺ご理解ください。よろしくお願いします。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 すいません、1点だけ確認を取らせていただきたいんですが、今回のこの改正のところのこの第6条を読みますと、この第5条の指針を実現するためという流れになっているところで、仮に、こういうこと通常起こり得ないとは思いたいのですが、第5条の指針と基本計画が矛盾するようなことがあった際、これは一体どちらのほう上位に立つというふうに考えられるべきなんでしょうか、その点だけ確認させてください。

【佐藤（正）委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 今ご指摘の部分でございますけれども、あくまでもまちづくりは自治基本条例上のまちづくりの指針にのっとって行うとなっております。ですから、それと矛盾する総合計画という中身はそういう意味ではあり得ないというふうになりますので、まちづくりの指針はある意味価値観的なものでございますけれども、当然それにのっとってという、そういう前提の上での総合計画でございますから、掲げられている指針あるんですけども、総合計画の中身がきちんとそことリンクするように、今回もそういう意味ではマトリックス的にこの指針のこの部分は次期総合計画のこの部分だと

いうふうきちんと確認をしながら策定作業を進めておりますので、矛盾する形では逆に言うとは作れないし、作る意思も当然のことながらないというふうにご理解いただけたと思います。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。よろしいですかね。

それでは、ほかになければ、以上をもちまして質疑を終了いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょう。

（「必要ありません」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 ありません。はい。

（「20分ほどください」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 20分ほど。20分。休憩欲しいという意見があったので、少し休憩を取りたいと思いますので、11時45分、18分ほどありますので、11時45分再開とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

議案第40号 寒川町自治基本条例の一部改正について討論はありませんか。

まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。中川委員。

【中川委員】 すいません、自治基本条例の改正について賛成の立場から一言申し述べたいと思います。

先ほども執行部から説明がございましたが、地方自治法における総合計画の位置づけがなくなったということから今回自治体の条例、寒川町の条例に位置づけるということでもあります。その中で自治基本条例という町の最高規範に位置づけるといった、その点は適切であると思いますし、また、総合計画それ自体も今後の行政の様々な施策や事業を継続的に、あるいは計画的に展開をしていくという上でも重要なことであると思います。

また、条例に位置づけることによって、条例というのは、これは議会が通すものでありますので、それを通じて総合計画といったものについて、議会からも行政監視機能や、あるいは政策提言機能を果たしていく、そういったことにも、間接的ではあるかと思いますが、つながっていきますので、自治基本条例に総合計画を位置づけるということについては非常に意義が大きいと思いますので、賛成したいと思います。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。山田委員。

【山田委員】 賛成の立場なんですけど、ただ、今の質疑の中で首長が交代したときは、そういったことに関して、一応そのときに総合計画とか、そういうものも変えられるということの答弁もありました。そういうところを踏まえて、いろんな計画に対して、変更に関しては矛盾しないようにやるということが答弁に出ていましたので、ここに関しては賛成といたします。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 るる説明をいただきました。その中で大事なことは、この自治基本条例の8つのまちづくりの指針にリンクさせるということ、それとまた、この自治基本条例の目的は自治の実現ですので、それが一番の私は眼目だと思います。この総合計画が自治の実現に一歩でも二歩でも近づくことを期待して賛成といたします。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 私も中川委員言っていたとおり、やはり根拠がなくなったということでこれを組み替えるということと、一つやはり懸念していたのは、その中で、文言が変わったことによって何か町に不利益がないかということも、今までの質問の中でそういうことがないということで、協働のまちづくりを強調していましたので、やはり町民第一ですから、そのことを発言していたので、自分も町の人とやはり協働でまちづくりやっていくということが基本ですので、こちらを賛成といたします。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。よろしいですかね。

それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって総務常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前11時49分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 佐藤正憲